

魅力ある観光コンテンツ造成支援事業補助金 FAQ

令和4年5月10日 現在

	質問	回答
1	誘客を図るための広報媒体作成のみの事業は対象となるか。	本補助金の対象となる観光コンテンツは、事業期間内において、実際に旅行者が体験できるイベントやプログラムを対象としており、広報媒体の作成のみでは対象となりません。
2	同じ事業内容で、国の補助金にも申請を考えているが申請は可能か。	同一の事業を本補助金と国や県が実施する他の補助金に申請することは可能ですが、同一の事業内容で国、県ともに交付決定を受けた場合は、二重に交付を受けることはできません。 本補助金以外の交付を受ける場合は、本補助金交付要綱様式4により事業廃止の承認申請書を提出してください。
3	公募要領3ページに「本事業終了後も継続的な実施が見込まれるもの」とあるが、「継続的な」とは、年に複数回実施するという意味か。	必ずしも年に複数回の実施を求めているものではありませんが、本補助金により造成した観光コンテンツにより補助事業終了後も継続的に誘客が図られるような事業設計としてください。
4	自社が運営する宿泊施設に外部講師等を招へいし宿泊させる場合、補助対象の旅費として申請できるか。	公募要領6ページにある補助対象外経費の「自社内部の取引で支払う経費」に該当するため対象となりません。 なお、自社以外の宿泊施設に宿泊する場合であっても、社会通念上著しく高額な宿泊費とならないよう考慮してください。
5	申請者が民間事業者の場合、公募要領1ページに「地元市町が、観光コンテンツの実施について後援・協賛などの協力をしていること」とあるが、どのような書類が必要か。	申請しようとする事業について、地元市町から後援許可書等を取得してください。 なお、申請までに後援許可書等が提出できない場合は、地元市町に提出している後援申請書等の写しや前回実施時の後援許可書等の写しを代わりに提出いただき、観光コンテンツの実施日までに後援許可書等の写しを提出してください。提出できない場合、交付決定は無効となります。
6	個人事業主は補助の対象となるか。	個人事業主は補助の対象外です。
7	交付決定前に支出があった場合は、対象となるのか。	交付決定前の支出は補助の対象となりません。
8	昨年度に初めて実施を予定していた事業がコロナの影響で中止になった。今年度、再度実施しようと考えているが、新規造成事業となるのか。	過去に実施したことがない事業であれば、新規造成事業の対象となります。 なお、昨年度の準備に要した経費など、交付決定前の支出は補助の対象となりません。
9	1事業者が複数の申請を行うことは可能か。	可能です。ただし、地元市町の後援はそれぞれの事業で受けてください。
10	補助対象外経費について、収支予算書に記載は必要か。	収支予算書の補助対象外経費の欄は、1件の見積書等に補助対象経費と補助対象外経費が混在している場合に使用してください。 (ex.外注費の中に弁当代が含まれている場合、旅費の中にタクシー代が含まれている場合などに、当該弁当代やタクシー代を補助対象外経費の欄に計上してください。)
11	現時点で不確定な経費でも、交付決定後に生じるかもしれない経費については計上しておくべきか。	交付決定後に補助対象経費が増額しても、交付決定額の増額はできないため、申請時点で必要と見込まれる経費は計上してください。
12	外部講師等を招へいする場合の旅費について、路線バスや地下鉄など一般的に見積書や領収書が発行されない経費の見積書等はどうか。	バスや電車のような公共交通機関で一般的に領収書が発行されない運賃については、必ずしも見積書や領収書の添付は必要ありませんが、任意様式による行程表を作成し、当該運賃がわかる料金表（ホームページの印刷等）を提出してください。 なお、航空代やフェリー代のような領収書が発行されるものについては領収書を実績報告時に添付してください。

13	見積書等については、どの程度のものが必要か。	<p>各経費に関する金額の妥当性を客観的に確認できる書類（見積書のコピーやホームページ、カタログ、積算明細書など）を提出してください。</p> <p>実績報告時に支出証拠書類で内訳が分からない状態（ex.〇〇費一式など）で提出された場合、当該経費のすべてを対象外とすることがありますので、ご注意ください。</p>
14	参加者に無料で配付するノベルティ作成の経費は、補助の対象となるか。	<p>イベント参加者等に無料で配布する販促物（ノベルティ）やプレゼントの経費などは、通常補助事業の実施に直接必要な経費とは言えず、補助対象外となります。但し、県産品の利用促進を図る目的の事業で、スタンプラリーの当選者に県産品をプレゼントする場合など、事業の目的を達成するのに不可欠な配布物については対象になり得ますが、申請書において目的や理由等を明記してください。</p>
15	公募要領で食糧費は対象外とされているが、イベントにおける食材購入費は補助の対象となるか。	<p>本補助金の対象経費は、公募要領5ページ（補助対象経費）に記載のとおり「補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもの」としており、各種会議における弁当代や接待のための飲食代など、特定の個人に供する食費は食糧費に該当するため対象外となります。但し、補助対象経費に計上しようとする食材購入費が、本補助事業の目的を達成するために真に不可欠な経費と考える場合は、購入の目的や必要性等を十分に申請書へ記載のうえ申請してください。</p>
16	複数の事業者や団体の連名で共同申請をすることは可能か。	<p>本補助金においては、会計や事務処理等の責任を明確化する観点から、複数者による共同申請は想定していないため、原則として代表となる事業者・団体により申請をお願いします。</p> <p>なお、申請するイベント等が、可分の複数事業により構成されており、それぞれに実施主体が異なる場合は、責任の主体となる実行委員会や協議会を設置していただくか、個別の事業ごとに申請をしてください。</p>